



東労雇均発 1124 第 1 号
令和 3 年 11 月 24 日

団体の長 各位

東京労働局雇用環境・均等部長



中小企業に対する改正労働施策総合推進法によるパワーハラスメント
防止対策の義務化に向けた周知について（依頼）

日頃から労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、12月には厚生労働省の「ハラスメント撲滅月間」であり、当局では、職場のハラスメント対策について広く社会一般に周知を行っているところです。

令和4年4月1日には、中小企業に対して、職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されることとなっており、当局では、職場のパワーハラスメント防止措置に係る自主点検票と解説動画等を作成し、中小企業の事業主や人事労務管理担当者の方へ、自主点検票を活用して適切な取組を行っていただくようお願いしています。

つきましては、法に基づいた職場のパワーハラスメント防止措置が適正に履行されるよう、取組の趣旨を御理解いただき、別添の資料を東京労働局のホームページ『東京労働局 パワハラ自主点検』（下記参照）に掲載していますので、下記コード又はURLを貴団体のメルマガやホームページ等に御掲載いただくなどの方法により、傘下企業等に対して、当局の取組を御紹介いただき、法の周知と啓発に何卒御協力を賜りますようお願い申し上げます。

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/00330.html>



別添の「チラシ」「自主点検票」「解説書」のPDFを
左記コード及び上記URLのサイトに掲載しています。
ご不明な点やデータの提供等のご要望がございましたら、
下記担当者までお問合せ願います。

【問い合わせ先】

東京労働局雇用環境・均等部指導課 江口
東京都千代田区九段南1-2-1、14階
電話：03-3512-1611